

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

平成29年3月2日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年3月8日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

39,022人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

343,883人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	179,304人
長岡市	77,063人

三条市	28,323人
柏崎市	24,560人
新発田市	28,191人
小千谷市	10,393人
加茂市	8,172人
十日町市	15,769人
見附市	11,696人
村上市	18,055人
燕市	22,911人
糸魚川市	12,746人
妙高市	9,577人
五泉市	14,911人
上越市	55,121人
阿賀野市	12,447人
佐渡市	16,605人
魚沼市	10,719人
南魚沼市	16,179人
胎内市	8,637人
聖籠町	3,877人
弥彦村	2,327人
田上町	3,521人
阿賀町	3,512人
出雲崎町	1,352人
湯沢町	2,356人
津南町	2,914人
刈羽村	1,332人
関川村	1,725人
栗島浦村	101人